

〈鼎談〉

民法ゼミ運営の課題

—— 日本福祉大学経済学部の民法ゼミを素材に ——

Management of Civil Law Seminar

大北 由恵¹ 川上 生馬² 西脇 秀一郎³

Yoshie OKITA Ikuma KAWAKAMI Shuichiro NISHIWAKI

概要

今回の鼎談は、日本福祉大学経済学部の大北由恵氏が、2023年8月22日にキャンパスプラザ京都において開催したものであり、白鷗大学法学部の川上生馬氏と愛媛大学法文学部の西脇秀一郎氏をお招きし、日本福祉大学経済学部における民法ゼミでの取り組みを素材として、法学部以外の学部における民法ゼミの運営について議論した。日本福祉大学経済学部の中では、公務員を志望している学生や広い視野を身につけたいと考える学生が法律系ゼミを希望する傾向がある。しかし、法学の基礎的な学修を経ることなく専門的な学問に飛び込むことから、経済学部における民法ゼミ運営には多くの課題が存在する。そこで、法学部における4年間の教育課程を基に、法学部以外の学部ではどのように民法ゼミ運営を行うと教育効果が高いのかについてこれまでの指導経験を踏まえてお話を伺った。

キーワード：法学教育，民法，ゼミ運営，卒業論文

1. 日本福祉大学経済学部における取り組み—基礎演習から民法ゼミでの学び—

大北：本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。私は昨年（2022）度から日本福祉大学経済学部で民法ゼミを担当しており、来年度は卒業論文の指導が始まります。本日は、先生方からこれまでのご経験を踏まえて民法ゼミ運営についてのお話を伺い、本学における

-
- 1 日本福祉大学経済学部助教（主な担当科目：法律学，民法，消費者法）
 - 2 白鷗大学法学部准教授（主な担当科目：民事法概論，民法Ⅰ（総則），民法Ⅲ（担保物権），民法Ⅳ（債権総論））
 - 3 愛媛大学法文学部准教授（主な担当科目：民法（契約），民法（不法行為），法律学概論，公共政策特別研究）

今後の民法ゼミ運営や卒業論文の指導に活かしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

川上・西脇：よろしくお願いいたします。

大北：まず、私の担当している民法ゼミの状況をお話していきたいと思います。本学経済学部では、2年生後期からゼミ（専門演習）が始まります。私の担当する民法ゼミでは、2年生後期から3年生前期の前半にかけて、民法の全体像や基礎知識を身につけることを目的として、民法の入門テキストを輪読していきました。テキストの各章の内容をグループごとにまとめて報告し、関連する事例問題を取り上げて、クラス全体で議論しました。そして、テキストを一通り終え、民法の全体像を理解したところで、後半は、関心のあるテーマについてグループごとにより専門的なテキストで調べて発表していきました。また、図書館セミナーを受講し、文献検索・収集の方法も学びましたので、3年生後期からは関心のあるテーマを掘り下げて、実際に文献収集を始め、4年生での卒業論文に向けて準備していきたいと思っています。

この後、先生方に法学部のゼミについてお話いただきたいと思いますが、私の学生時代の経験も踏まえてのイメージとしては、一般的に法学部では、1年生で法学系の基礎演習があり、そこで判例の調べ方や読み方、文章の書き方等の法律を勉強するにあたっての基本的なことを学んだ上で、3年生から専門演習が始まるというカリキュラムになっているのではないかと思います。本学は経済学部ということもあり、1年生後期から2年生前期に履修する基礎演習ではレポートの書き方の基礎を学びますが、法学に特化したものではありませんので、2年生後期からの専門演習で民法（法学）の基礎から始め、最終的に卒業論文を執筆するということとなります。おそらくその辺りの前提も法学部とは異なってくると思いますので、次に、先生方から法学部での演習科目の運営についてお話いただきたいと思います。

川上：大北先生は、入門テキストを輪読して、グループごとに輪読した後に、関連する事例問題を取り上げて、クラス全体で議論しているとおっしゃられているのですけれども、この事例問題を取り上げてというのは、それ自体も学生さんに考えてもらっているのか、それとも、教員の方で用意したものを議論しているのか、これはどちらの方向でされているのですか。

大北：事例問題も報告の一部として学生に考えてきてもらいます。最初ですので、テキストに載っている事例や過去の判例をそのまま使用しているグループもありますが、それらを素材にして報告者以外のメンバーも議論に参加できるようにしています。

川上：この「議論する」というのは、どういう結論になるのかということをしているのか、それとも、例えば、詐欺の事例ならば、詐欺の要件にどのように当てはめていくから取り消せるのだ

というような論証に近い流れを意識して議論させているのか、それとも、妥当性というところの議論をさせているのか、具体的に教えていただきたいです。

大北：私は論証をするというのを念頭に置いていたのですが、経済学部ということもあり、法律を勉強するのが初めての学生もいるということもあるのかもしれませんが、責任があるかないかの二択クイズになってしまっているグループもあり、正直戸惑っています。他方で、法学に興味があり、すでに自主的に勉強をして基本的なことが身につけている学生もおり、スタート段階における法的思考力の定着度の差が大きいところが法学部とは異なる難しさと感じていますので、その辺りも含めてどのように指導していくのがよいのか後ほどご意見を伺いたいと思います。

川上：ありがとうございます。あと、日本福祉大学経済学部では、1年生後期から2年生前期の間に基礎演習でレポートの書き方の基礎を学ぶということですが、やはり経済学系の文章と法学系の文章ですと、表記方法に始まり、全体的に書き方が違うと思います。そうすると、大北先生のゼミの中でこのように書くのですよという指導をしたときに、学生から習ったことと違うということであったりとか、実際に学生が混乱してしまつてうまく書けないとか、そういった問題等が起こったことはないですか。

大北：本学の基礎演習におけるレポートの書き方というのは、特に経済学に特化したものではなく、例えば、地球温暖化や少子高齢化のような一般的なテーマのレポートになりますので、その点は問題ありません。もちろん経済学に関連するテーマを選ぶ学生もいますが、基礎演習の段階では、一般的なレポートの書き方を指導しています。

川上：そうすると、貴学の基礎演習の位置づけというのは、別に専門演習へのステップというよりは、大学での学びというところに重点を置いているという理解でよいですか。

大北：そうですね。担当教員の専門分野も幅広く、経済学を中心としつつも様々な分野のゼミが開講されていますので、基礎演習の段階では、特定の専門分野に特化しない形で指導するようにしています。

川上：ありがとうございます。私からはひとまず以上です。

西脇：川上先生がお尋ねされたこととあまり変わらないかもしれませんが、日本福祉大学では、文献検索やその収集方法は図書館セミナーなどを受講して学ぶ形でしょうか。その際、どのような形で法情報の収集・検索の技術をレクチャーしていますでしょうか。たとえば、図書館側がレクチャーするのか、あるいは、教員側が行うかたちでしょうか。文献検索と収集方法は法

学系の学修をする際にはたいへん重要だと思いますが、学部教育のなかでどの段階でいかなる形で誰がそれを行うのか、その位置づけは意外と難しいように思います。そのようなレクチャーを図書館側にお任せできる体制があるのでしょうか。

大北：図書館セミナーについては、図書館のスタッフからレクチャーをしていただきます。本学では、図書館でステップ別に開講されているものがありまして、1年生の基礎演習では全クラス共通で「基本編」として図書館の利用方法を学んでいます。専門演習は担当教員ごとに進め方は様々ですが、私のゼミでは、テキストの輪読を一通り終えた後に、次のステップとして、自ら必要な文献を探ることができるようになるために「学修編」を受講して、図書館のスタッフからレクチャーを受けました。雑誌の実物も用意していただいて、その場で検索実習をしましたが、法学部がなく、法学系の雑誌がキャンパス内にないということもあり、直接関係のない分野の雑誌でレクチャーを受けることとなりますので、学生からするとイメージが湧きにくい部分はあると思います。また、キーワード検索なども、まだ専門分野や自分の興味関心のあるテーマが定まっていない状況ですので、検索の仕方は何となく学んだとしても、実際の必要性までは認識しづらい様ですが、ひとまず文献収集の方法を一通り学んだという状態で、本格的に活用していくのは具体的なテーマを検討する段階になると思います。また、法学に特化した判例や文献収集の方法については、今後、私から説明しようと考えています。

西脇：ありがとうございます。1年生の段階から文献検索・収集をうまく実践するスキルを身につけてもらうことが、非常に難しいと感じておりますので、大北先生が行われている内容を学生が自分自身で実践できるようになるだけでもたいへん有意義であると思います。それが自身でできる学生は、良い卒論の執筆にも繋がるように思います。

大北：おっしゃる通り、特に卒論においては文献収集がかなり重要な部分を占めてくると思いますので、学生自身がそのようなスキルを身につけていけるように普段から取り組んでいきたいと思っています。

西脇：経済学部における民法ゼミの運営ということですが、卒業論文のテーマは民法の論点に絞っているのでしょうか。法学分野一般ではなく民法に限ってということでしょうか。

大北：今のところ民法のテーマにしようと思っておりますが、私自身、具体的なイメージができていない部分もありますので、卒論のテーマ決めや執筆については後ほど詳しくお話を伺いたいと思います。

2. 法学系学部でのゼミ運営について

大北：それでは次に、法学系学部での演習科目（1年生の法学基礎演習も含めた4年間のカリキュラム）についてお伺いしたいと思います。法学系の学部であれば、1年生の法学基礎演習から始まり、最終的に4年生で卒業論文を執筆するというカリキュラムになっている大学が多いと思いますが、これまで指導してこられた大学での演習科目の運営方法や工夫している点、ゼミの活動内容や様子などをお話いただきたいと思います。

(1) 白鷗大学法学部基礎ゼミナール（川上）の場合

川上：1年生の基礎ゼミナールという点では、先ほどおっしゃられていた通り、白鷗大学でも学びの基礎を身につけてもらうというのが基本になっておりまして、読解力や要約を行ったり、パワーポイントを使ってのプレゼンであったりとか、そういったことを中心に力をつけてもらいたいなというふうに思っています。本学の法学部においては、基礎ゼミナールのシラバスが統一されていないので、各教員の裁量に委ねられているというところが、日本福祉大学経済学部の基礎演習とは少し違うところかなというふうに思います。

大北：たしかに、本学経済学部の基礎演習は、教員の裁量は一定程度あるものの、全クラス共通のシラバスに基づいて進めていきますので、その点は異なりますね。白鷗大学法学部では教員の裁量が大きいということですが、川上先生はどういったことを軸に基礎ゼミナールを運営されていますか。

川上：ただ、先ほど述べたような力を身につけるように運営してくださいというところで、方向性としては同じとなります。例えば、私が行っている取り組みなのですが、私のゼミでは発言してなんぼだというところがあり、黙っていても力が身につかないというところがありますので、話しやすい雰囲気作りというところを意識して、これは本学の別の教員の取り組みを参考にしたのですが、一番最初は学生同士に、他已紹介をしてもらうという、つまり、ある程度質問項目をこちらで用意し、横の人同士で話し合ってもらい、それに加え、自分で質問を2つから3つ考えてもらい、相手に聞いてみてくださいというようなことをして、まずは、隣の人とだけでも話すというようなことをやっています。私自身、自己紹介が苦手で、名前・所属以外は何を喋っていいのかわからないというのがあって、実際にそういった学生さんも多く、途中から名前しか言わない自己紹介になってしまうということがこれまでに何度もありました。そこで、他の教員に相談したところ、そういった取り組みが良いのではないかとアドバイスをいただいて実践したところ、やはりそれぞれがある程度は喋れるようにはなったなというのはありました。

大北：なるほど。学生さんが参加しやすい雰囲気づくりを大切にされているんですね。その後はどのように進められていますか。

川上：その後、私のゼミではディベートを行ってもらっています。非常に身近なテーマ、例えば、朝はご飯かパンかというような話からやっています。ただし、その中でも、法学に必要な定義や論拠などを意識してもらえるような指導をしています。例えば、朝はご飯かパンかというテーマにしたとき、ご飯派の人達がよく言うのは「腹持ちがいい」ということなのですが、そもそも「腹持ち」とは何なのかというところが、皆さんふわっとした感じで、何となく自分がお腹空いたな、次食べたいなぐらいの感覚でその言葉を使っています。実際、何を指して「腹持ち」というのかを知っているかというのを聞いてみたり、「良い」という評価は何をもってしているのかとか、つまり、米を摂取した後の血糖値の上昇から低下の流れというようなものをパンと比較した結果、そのようなことがいえるのか等、感覚だけで議論を行い、感情だけで説得を試みるのではダメですよという話をしています。この話をした後に、食品系の簡単にまとまっている資料内の図表などを調べてもらい、意見の裏付けを示してもらうことによって、「これではじめて相手を説得するための材料が揃いましたよね」、「これが議論するための基礎です」というようなことをお話しています。根拠を示すということを意識してもらうことで、その後の報告の時などにも、どういう制度なのか、何のためにその法律があるのかということなどに気づいて、報告資料を作ってもらえるというメリットがあります。身近だけれども、なにも法学とは関係ないけれども、他愛ない議論でもそういったことが重要なのだということを話すと、結構意識してもらいやすく効果的であると思います。取り組んでいます。

大北：ありがとうございます。法学部であっても、いきなり法学のテーマに入るのではなく、発言をする練習や身近なテーマでディベートをして、議論する基礎を身につけるといった取り組みをなさっているんですね。最近は演習科目のみならず講義科目においても授業中に小レポートやコメントシートを記入してもらう機会が多いのですが、自身の感覚や経験に基づいた感想が多い印象を受けますので、1年生の段階からそのように定義や論拠を意識して考える力を身につけることは非常に重要であると感じました。ぜひ私も取り入れていきたいと思います。西脇先生はいかがですか。

(2) 愛媛大学法文学部新入生セミナーの場合

西脇：私の所属している愛媛大学法文学部には3つの履修コースが設置されており、学生は1年生では共通教育および人文社会諸科学の基礎科目を幅広く履修し、1年生が終了した段階で「法学・政策学履修コース」・「人文学履修コース」・「グローバル・スタディーズ履修コース」の3つの中からどのコースを専攻するかを決めることとなります。また、法学・政策学履修コースでは、法学・政治学の学問分野を学ぶことができるだけでなく、経済学の教員も所属しており、経

法学を専攻する学生もおります。非常に幅広い人文社会諸科学の教員が揃っている学部ということになるかと思えます。

もう少しカリキュラムのことについて付け加えておきますと、法文学部の学生は人文社会科学という1つの学科で括られますので、1年生の時点では、自分が4年生の段階でいかなる専門分野で卒業論文を書くのかということは決まっておらず、むしろ、1年生の段階でさまざまな専門分野の基礎的な科目を受けつつ、2年生以降に自らが専攻したい分野を見極めることができるようなカリキュラムになっております。

また、1年生では、一般的な学部における基礎演習に位置づけられる科目として、「新入生セミナーA」と「新入生セミナーB」という全員が履修しなければならない科目があるのですが、たとえば、新入生セミナーAであれば（現在は）18名前後を1クラスとした演習として、コミュニケーションの基礎から始まり、先ほど川上先生からもあったような相互間でグループワークを行っております。川上先生と異なるのは、各担当教員ごとに内容が違うといったことはなく、全てのクラスが統一した授業内容を実施するものとなっており、基本的に各担当教員ごとにアレンジを加えることができないような基礎演習のかたちになります。

大北：具体的にはどのようなことをされているのですか。

西脇：具体的には、大学での学び方入門やノートテイクの方法、図書館での情報収集とその情報の整理方法といった基礎的な内容から始まり、人文社会科学一般にかかわる内容として、読解の基礎、レポート・論文の基礎、口頭発表の基礎という流れで、まず（専門的な）文章の読解の方法について学び、そしてそれを踏まえてレポートや論文を作成するにはどうしたらよいのか、さらにそれを口頭発表する際の方法などを統一して学ぶという科目です。そのため、学部の全クラスが集まり同じ講師の話聞く回もありますし、現在（2023年段階）ですと、そのような全員共通のものはオンラインで実施して、それ以外のクラスごとに行うものは各クラスの担当教員ごとに行います。読解の基礎であれば、学生が事前に読解した上での課題を各教員が講評したり、各自が作成したレポート等を各クラスごとに教員が評価するため、その点では、法学系の教員であれば法学分野に適したレポートの作り方などを若干付け加えて教えることもある、といった基礎演習のかたちになります。

新入生セミナーAと同Bとに分かれている理由は、Bの方は大学生活スキルを修得するという趣旨のものになりまして、一般的なアルバイトやハラスメント、ダイバーシティといった事柄について、また、今後の進路や就職に関して、あるいは2年生からのコース選択や履修方法などを紹介するものとなります。上述したように2年生の段階で各履修コースに分かれるため、たとえば、法学・政策学履修コースを選択するとどのような内容を学ぶことになるのか、各専門分野の特性の紹介も含めてガイダンスを行う内容が想定されています。

そのため、川上先生とは違ってこの段階では法学に特化した内容を詳しく教授できるわけでは

ありません。もっとも、川上先生の白鷗大学での基礎ゼミナールのお話も必ずしも法学に特化したという内容ではなく、コミュニケーションのスキルに関するものなども含むようですが、白鷗大学は法学部ということで、基礎ゼミナールでも法学にかかわる内容をしっかり取り扱っており、1年生の段階からそれらの知見を教授する機会があることが本来は理想的であるように思います。

川上：途中からは法学の内容も取り扱っています。先ほどの話は基礎ゼミの4～5回目までのところで、その後は教科書の輪読であったりとか、判例や論文の読み方といったことをやっています。

大北：1年生の段階でそこまで進められているんですね。

川上：はい、私のゼミでは1年生の段階でそこまで進めています。1年生前期から専門科目があるため、少しでも早く判例の基本的な読み方を身につけてもらいたいと考えています。

西脇：そういう意味ではそれとは異なり、上述した法文学部であるが故に、1年生の新生セミナーの段階では法学に特化した専門的な演習まではいかないというのが愛媛大学法文学部の特徴になるのかなと思う次第です。ひとまずは以上です。

大北：ありがとうございます。1年生の段階では、どのコースに進むのか決まっていないので、まず、コミュニケーションの基礎や大学での学びの基礎を幅広く身につけるという位置付けになっているんですね。

川上：先ほど、新生セミナーAの方でレポートの評価をするとおっしゃられていたと思うのですが、これは例えば教員の方でA+だとかA-だとかというような評価をするのか、添削をして、書き方であったりとか、最近では「てにをは」を間違っている学生もいたりすると思うのですが、そういったところの指導までを含めてレポートの評価とおっしゃられているのか、どのような取り組みをされているのか興味があります。

西脇：ありがとうございます。愛媛大学における新生セミナーAの段階では、川上先生がおっしゃったようなレベルでのレポートへの添削はしていないというお答えになるかと思います。

どういうことかと言いますと、まず、新生セミナーであれば、たとえば、第11回などの後半の回にレポート・論文の基礎という回があるのですが、愛媛大学には教育学生支援室という部署があり、そこに教育工学等を専門分野とする教員がいるために、その回は基本的に教育学生支援室の先生が文章の種類やレポート作成の流れなどをレクチャーされます。

法学に限った話ではなく、一般的なレポート作成とか文章作成のルールや引用のルールをレクチャーする、あるいは、教育工学の観点も踏まえてどういう形でレポート・論文を作ったらよいのかという話をされて、その中で課題が出る、というものです。

たとえば、「成年年齢を何歳にすべきであるか」といった課題が出て、何歳とすべきかを示し、その論拠を簡潔にまとめた文章を作成して提出する課題を課し、それを担当教員が翌週の回で添削するといったものなどがあります。より具体的には、成年年齢を〇〇にすべきである、その自身の主張を論じる際には、①理由・②根拠・③反論・④再主張を含めるように、というかたちで、演習で学んだ文章作成のルールを守って作成し、Wordで作成した（短い）レポートとしてまとめてください、それには参考とした参考文献・情報をきちんと表記してくださいという、お試しのような初歩的なレポートとなります。

クラスごとに学生が作ってきたレポートを添削して、どのようなものがより良いレポートであるかを伝えるという趣旨ですので、レポート自体は長いものや詳細なものを求めるのではなく、Wordで1枚半程度の1000文字もいかないような、本当に簡単なものです。ポイントは理由・根拠・反論・再主張ができてきているかどうか、参考文献としてどのようなものを引いたり、どのような引用の仕方をしているかを確認して指摘することに重点がある、それにとどまるというものになります。

川上：ありがとうございます。他の人が設定したテーマで評価を行うのは大変そうですね。

西脇：統一的な課題とする利点もあるものの、たしかに難しい面もあります。出題者の意図が正確に把握できていない可能性があるため、各担当教員はそれぞれの課題の解説資料や解説動画などを確認した上で評価を行う必要があります。

大北：テーマ自体は各教員が設定した方が良いと思いますが、最初の段階ではこのような共通のテーマでレポートを書く練習をする方が効果的に指導できるような気がします。というのも、基礎演習でレポートの指導をしていて感じているのは、初めから各自関心のあるテーマで書いてもらおうと、全員に一般的な書き方の説明をして、その後は個別指導ということになってしまいますので、例えば、西脇先生がおっしゃっている「理由・根拠・反論・再主張」を含めてくださいということをお伝えしたとしても、それを自分のレポートに当てはめるとどうなるのかという理解まで辿り着かない学生も多いです。個別でフィードバックをしているのですが、1クラス約25名ですので、やはり限界はあります。その点、同じテーマで書いてもらおうと、全員に共通で具体的な指導をできる部分も多く、他の学生と交換して読み合うことで気づきを得られることもありますので、基礎演習の段階では、共通のテーマでレポートを書く練習も取り入れてみようと思います。

(3) 白鷗大学法学部専門ゼミナール

川上：私の学部では、そもそもゼミが必修ではないということもあるのですが、多くのゼミでは卒論執筆を課しています。3年生からゼミに入って、より専門的なことを2年間学び、卒業論文を執筆していただくのですが、私のゼミの流れとしては、まず、ゼミ生を半分に分けて2グループを作って、ディベートをしてもらいます。これは法学系のテーマで民法には限定しませんが、学生自身、民法に関心がありますので、成年年齢引下げや選択的夫婦別姓等、そういった家族法関係のところがよくテーマになってくるのかなという印象はあります。いきなり何も知識のない状態でディベートをしてもらうのではなく、1回分のゼミの時間はゼミごとのグループワークで情報収集やどのような主張をするのかというのを整理してもらうために丸々使い、かつ、図書館で資料を調べる際には私が一緒について行って、こういったところにあるよとか、単に求めている本だけを探すのではなく、近くにも同じ分野の本があるので手に取って開くことで見つからなかったものが見つかったりするよということも伝えたりもします。

大北：ゼミ中にグループでの作業時間を設けられているのですね。それは何か意図があってのことでしょうか。

川上：はい。特に初回や2回目のゼミでは、まだゼミ生同士が十分なコミュニケーションをとることができていません。この場合、単に作業が進まないというだけでなく、その前提として班で集まるための連絡がしづらいという状況があり、結局、ディベートの時にバラバラに調べてきたことを話すだけとなり、相手からの質問にも私は関係ない、私が言ったことではないという空気が生まれ、議論が活発には行われないうことが過去にありました。そのため、まずは班員同士だけでも話せる環境を作っておく必要があるため、ゼミの時間内である意味強制的に話さなくてはならない機会を設けています。

西脇：なるほど。その後、実際にはどのようにディベートを進めていくのでしょうか。

川上：実際にディベートをしてもらい、それに合わせて質疑応答のようなものもしてもらうのですが、その中で特に意識してもらっているのが、相手の主張で分からなかったところを素直に聞くということですね、砕けた言い方をすると、「その辺何を言っているのかよく分からなかった」というようなことをはっきり言うてもらうということが1点ですね。それを学生さんたちは相手の報告を否定するというような捉え方をするので、言いづらいというのですけれども、むしろ分からないところを伝えてあげることの方が本人のためになるということをしっかりと意識してもらい、攻撃しているのではなく、より分かりやすくするための質問なのだということを意識してもらうようにしています。多くの学生はどうやらやはりこれが否定的だから気になっても聞けない、言わない方が良いのではないかと、嫌がられたらどうしようという気持ちがとても強いと

いうことを言われたので、むしろ言わない方が酷いのだと、みんなが黙るとその学生は分かりやすい文章を書く機会を得られなくなるという意識付けをしています。

大北：ありがとうございます。質問をするためには報告をしっかりと聞いてどこが理解できないのか把握する必要がありますし、報告者も質問に答えられるように内容を十分に理解して準備しておく必要がありますね。他には何か気を付けられていることはありますか。

川上：もう1つが、ディベートであったとしても、相手の意見を真っ向から単に否定するのみの意見は言うてはいけないというルールにしています。つまり、建設的な議論をすべきであって、相手を叩いて黙らせることが目的ではないので。これは1年生の事例にはなるのですが、ディベートをしてもらった時に、結局そんなこと絶対とは言えないのだから意味がないですよ、という極論で否定するのですよね。0%と100%以外を何か揚げ足を取って否定するというのが正しい議論だという認識が広がっているようですが、それは社会に出たときに、例えば公務員になって何か制度を作っていくという時に基本的には不要な議論方法で、むしろ色々なところから色々な意見を汲み取ってより良いものを作っていくという意識が重要ではないかと思っているので、否定しないということ、より良くするためにはこうではないのかというところを意識して質問してもらおうというふうにしています。

大北：なるほど。極論で否定したり、感情論や本質的な論点でない部分で議論している場面も見受けられますので、建設的な議論をどのように行うのかを学ぶことも重要ですね。ディベートの後はどうなることをされていますか。

川上：そのようなディベートをした後、今度は3～4人の班に分かれてもらって、判例報告を行ってもらっています。判例報告では、我々がよく執筆する判例評釈と同じく、事案の概要、第1審、第2審、最高裁判旨で、そこから判例評釈も実際に1回目の報告の時には3～4件読んでもらっています。つまり、1人が1件は読むというような形ですね。本判決の意義、学説、関連判例、今回の最高裁判決についての班の意見というところまで、まさに判例をベースにした卒論の基礎になるような作業をしてもらおうということにしています。その後は班の人数をさらに減らして、2人班にして、3年生後期のゼミの最後3回分ぐらいを使って、4年生になってからどのようなテーマで卒論を執筆していきたいのかというテーマの候補をいくつか決めていただいています。もちろん、今後変わることもなってもよいのでということも伝えてあります。また卒論については後ほどお話しさせていただきます。

大北：ありがとうございます。専門演習では、まず、ディベートから始められているんですね。個人的な意見や感覚に基づいて、相手方の主張する理由を1つずつ潰していくというふうになり

がちですが、事前に情報収集をしながら主張を整理して、建設的な議論ができる、そして、分からないところをきちんと伝えて、どのようにすると相手に自分の主張を伝えることができるのかということを学ぶ経験は必要ですね。関心のあるテーマについては、やはり契約や家族法関係の生活の中で直接関わってくるテーマを何となく選ぶ傾向にあります。川上先生のおっしゃる通り、卒論のテーマとして適切なのか、議論に値する点や資料があるのかを含めて、しっかりと調べた上でテーマを決めるということは非常に重要になってくると思います。私のゼミの報告では、予備校や法律事務所のHPに載っている記事を1つ読んで、それが唯一の正解であるかのように捉えて議論を進行しているグループもありますので、複数の文献を比較検討し、多角的な視点から物事を考える力を養っていく必要があると感じています。また、先ほどの4年生の卒論報告のところでもお話をしていた通り、報告者以外は、報告内容を聞いた上でその問題について客観的に意見を持つ練習ができますし、報告者自身も自分では気づかなかった問題点や視点を知ることができる機会にもなりますので、クラス全体で互いに高め合って良い卒論を書くことができそうな取り組みだと思います。西脇先生は先ほどお話をいただいた1年生の新入生セミナー以降はどのような運営をなさっていますか。

(4) 愛媛大学法文学部専門ゼミナールの場合

西脇：愛媛大学法文学部では、法学・政治学・経済学を専攻する学生は2年生から法学・政策学履修コースに属します。卒業論文を執筆するゼミナールの選考は2年生前期の間には行われるものの、実際にゼミが授業として始まるのは3年生からとなります。

もっとも、私のゼミでは、一応ゼミのメンバーが2年生の段階で決まっていますので、2年生後期からプレゼミを実施しています。このプレゼミは任意のものなので、教員によってはわざわざそのようなことはしないということもあるのですが、私のプレゼミでは何をするかというと、基本的には、先ほど述べたような1年生の演習よりはもう少し法学に特化して、判例読解の方法あるいは法学系の文献読解の方法などをこちらからレクチャーし、判例であれば判例教材をこちらで用意して、実際に読んでみるという、そして、ディベートをしてみるというような機会を何回かに分けて行うようにしています。文献読解であると、法学における「学説」とは何かを考えてもらうために、財産法と家族法のそれぞれの重要論点にかかわる主要な学説の議論が整理されている教材（大村敦志『広がる民法5学説解説編 公論の空間を発見する』（有斐閣、2020年））を用いて、「法律行為と法秩序——何が規範を創りだすか」や「嫡出推定——何のための制度か」といった一定のテーマにかかわる学説の展開や議論を解説してみる、書かれていることを整理・分析することを行うなどしております。

このようなプレゼミは、2年生後期の間に1ヶ月または2ヶ月に1回ほど集まるペースで、法学の文献収集・整理の方法のレクチャーを含めてやっているということになります。

大北：愛媛大学では、2年生からコースが分かれてゼミが確定するというので、西脇先生の場合

合は3年生ゼミが本格的に始まる前にプレゼミで法学演習の基礎を身につけられているのでは、正規のゼミはどのようなものでしょうか。

西脇：本来の3年生からはじまるゼミでは、4月から最初の複数回はガイダンスとして、ゼミの講義計画と判例読解の方法や文献検索・収集の方法、レジュメ・レポートの作成の工夫などの解説を行っています。愛媛大学法文学部の法学・政策学履修コースのゼミ定員が6名であるため、私のゼミではグループではなく各自個別に判例報告を行ってもらうかたちを採っています。たとえば、3年前期のゼミでは、判例研究型あるいは判例評釈型の報告を行うことを目標に、自身で適切に判例情報にアクセスしてリサーチを行い、最高裁判決だけでなく、下級審判決との判断の違いにも着目して、評釈類等の文献や先行判例を調べて、ゼミの場でアウトプットする能力を身につけてください、それを判例教材を素材としてやっていきましょうというかたちとなります。

具体的には、ガイダンスのあとに判例選定会議という回を設けて、それまでに学んだ検索・収集方法をもとに、報告を希望する判例を少なくとも3つ用意して、事案の概要・下級審判決の内容・最高裁判決の内容・問題となっている諸点を簡潔に報告してもらい、そこで出た候補のなかから（ゼミで取り扱うのに適当な判例が挙がっていれば）実際に判例評釈・判例研究する報告判例を決めています。候補を挙げる前提として、有斐閣の『民法判例百選』シリーズ、有斐閣から毎年出版される『重要判例解説』過去10年分の民法分野の判決例の部分、そのほか、遠藤浩＝川井健＝民法判例研究同人会編『民法基本判例集 第4版』（勁草書房、2020年）や日本評論社の『新・判例ハンドブック』シリーズ、信人社の『判例プラクティス』シリーズのなかから民法判例を選んでもらうというかたちにしています。報告候補が確定したあとは、6名なので6回に分けてレジュメを準備・作成の上で判例報告を行うということになります。

大北：実際のゼミの進行についてはどのような工夫をされていますか。

西脇：川上先生と被ることも多いと思いますので1点だけ特徴として述べておくと、判例報告をゼミ生が行う場合には、報告者以外の役割として、各回ごとに司会兼ファシリテーターとディスカッサント（コメンテーター）を務める人を設定して振り分けています。Aさんが報告者であれば、その回のファシリテーターはBさんということで司会や議論を促す役割に努めてもらい、さらに、ディスカッサントのCさんにはAさんの報告内容（判例を分析した上での評価）に対して必ず何らかのコメントをしてもらうようにしています。

1つの回ごとに最低でも3名（報告者以外に2名）に役割が割り当てられているということになり、そうすることで、報告者以外の参加者にも事前に判決文や評釈類を読むように促し、責任を持って司会またはコメントに努めてもらいます。ですので、仮に誰も話さなくてもディスカッサントは喋らないといけません、ファシリテーターを割り当てられた人は場を円滑に回さな

ければいけないというかたちで、教員もバックアップ的にフォローはするのですが、基本的には自分たちで責任を持ってゼミ報告に取り組んでもらう体制を設けることにしています。一応いまのところは、報告者以外のファシリテーターやディスカッサントも事前に準備をしてきてくれていますし、それ以外の学生も議論の場に積極的に加わるように努めているかと思います。

大北：そのような役割を設けることで、報告者以外にも準備をして主体的に参加することが求められるので、とても良い取り組みですね。その他にはゼミでどのような活動をされていますか。

西脇：現在のゼミでは、夏季期間にゼミ合宿を行うこととしています。合宿先で今後の卒論テーマの構想について検討会を行うことに加え、実際に法的紛争が生じている現場や政策公務の現場にも行ってみようという合宿なので、2023年度であれば、(ゼミ生が設定した)『「まちづくり・景観」をキーとして民法に関わる法関係(権利義務関係)を事例を通じて研究する』というテーマのもとに、京都市都市計画局都市景観部景観政策課にヒアリング訪問を行ったり、景観訴訟に携わる弁護士の先生や地域住民の方にレクチャーをいただきつつ、景観まちづくりが課題となっている現場(世界文化遺産〔仁和寺および下鴨神社〕周辺地域や嵐山・祇園地区など)に行き、フィールドワークを行いました。前期のゼミでは、京都の弁護士の先生からそのための事前レクチャーをZoomを用いて行ってもらいました。

大北：ありがとうございます。文献収集・整理の仕方も丁寧に指導されていて、3年生の判例研究・判例評釈までの流れも大変勉強になりました。また、報告者以外にもファシリテーターとディスカッサントを割り当てることによって、それぞれが責任を持って事前に文献を読んで準備する必要があるということで、クラス全体として有意義な議論ができる取り組みであると感じました。さらに、実際に現場に足を運んで専門家の方からお話を伺うという経験は、テキストだけでは学ぶことのできない貴重な経験になると思いますし、実際の現場でどのように紛争が起こっているのかを知ることで、法律を勉強する意義を改めて考える良い機会にもなると思います。

3. 進路指導について

大北：それでは、続きまして、進路指導についてお伺いします。民法は公務員試験の科目にもなっていますし、法学系の学部では公務員を目指す学生も多いと思いますが、ゼミ内で公務員試験対策のようなことをされていますか。

川上：私のゼミでは、公務員対策として、いつでも好きな時に聞きに来ていいよと言っていたりとか、昨年は希望者だけを募って、『民法入門ノート』(渡邊力編, 法律文化社, 2019年)を使って民法の総復習をするということをやっていました。あと、個人的には数学ができるので、数的

処理とかも指導しています。大学としては、予備校との提携がありますので、土曜日や夏休み期間中に授業をしていただいたりというようなことがあったりします。それぞれメリット・デメリットがありますので、外部の予備校に行く学生もいれば、学内で済ませたい学生は学内でということになっています。ただ、直接公務員対策とは関係ないのですが、大学教員をしている間に思ったことは、当初、公務員を目指している学生は多いのですが、実際に3・4年生になると受験者がすごく減るので、つまり、断念している学生が圧倒的に多いということです。

大北：それは日本福祉大学でも聞いたことがありますし、私も実際にそのように感じています。法律系のゼミには何となく公務員志望という学生が集まりやすいのですが、具体的な目標があるわけではなく、長期間にわたってモチベーションを維持することができず、いつの間にか断念してしまっているように思います。

川上：ここで問題なのは、予備校に通い始めたのに、3年生の12月や2月3月になって諦めるという学生が結構いることです。この原因は何なのかを考えていた時に最近ふと思ったのですが、公務員の勉強はおよそ1年間、答えがないまま勉強を続けなければいけないというところが非常に大きいのではないかと思います。たしかに予備校が実施している公開模試がありますが、これは一般的には難易度を上げてあるといわれていますし、平常時の講義を受けながらの受験となりますので、良い成績が出にくいといわれています。そうすると、この勉強方法やペースのままやっているといいのだろうかという不安、本当はもっとやらないといけないのという恐怖観念からしんどくなってリタイアする学生がかなり多いように思われます。それを意識して、私は3年生前期の段階で、秘書検定やファイナンシャルプランナー3級など決して簡単なわけではないものの、資格試験の中では比較的合格率が高いものを何か1つ取ってくださいますと言っています。その理由は2つあります。まず1つ目として、成功体験を積むことができる、すなわち、自分の取り組み方できちんと合格できるのだという体験があると、少し安心して長期の勉強にも取り組めるのではないかと、そして、もう1つが、公務員試験だけやっていた学生は、急に辞めて就活に切り替えたときに、何も資格がなく、準備もなく、民間就職一本の学生と比べてあらゆる面で出遅れると感じてしまいがちですが、それも解消できるということがあります。

大北：様々な資格試験・検定試験がある中でファイナンシャルプランナーや秘書検定を例に挙げておられるのには何か理由があるのですか。

川上：はい。ファイナンシャルプランナーをあえてそこで挙げているのは、市役所等での業務にも関わってくる社会保障関係の知識を身につけられるという理由があります。また、社会で生きていく上でもいずれにしてもこの知識は使えるので、3年生前期に受けるにはもってこいではないかと思っています。秘書検定に関しては、社会人マナー等について学べるので面接等で生きて

くると考えています。

私自身、行政書士に受かって以降、他の資格試験や院試にもなんとか合格できており、これはやはり、安心して勉強できるというのがあったように感じます。そのため、3年生のゼミ生にはこういったお話をするようにしています。あくまでも肌感覚ではありますが、3年生の間に自分でそのような資格を取っていた学生たちの方が就活が早く終わっています。やはりそういった取り組む姿勢を作るという意味でも効果があるのかなというのを今のところ実感しているので、今後そういったことを1年生にも話をしていきながら、取り組んでもらえればと思っています。

大北：おっしゃる通り、最初は何となく公務員を目指すという学生は多いように感じますが、具体的にどうしたらよいのか分からず、漠然とした不安感を持っているということはあると思います。まずは比較的合格率の高い資格試験に合格するという取り組みは、公務員試験に挑戦する第一歩にもなりますし、就活に切り替えた場合や公務員試験と並行して一般の就活を行う際にも活かすことができますね。また、公務員試験や就活が本格的に始まるまでに資格を取っておくことで、将来の選択肢も広がりますし、成功体験を積むことで自信を持って様々なことにチャレンジすることができ、将来に良い影響を与えることになりますね。西脇先生はいかがでしょう。

西脇：公務員試験対策自体を川上先生のように直接指導することはできていないのですけれども、まず、法文学部全体では学生の進路のうち、28.4% (2021年度) が公務員ということになるため、現状、4人に1人以上が公務員になっています。

私の民法ゼミでも今のところ6人中3人が公務員職を志望しており、法学系のゼミでは公務員志望者の割合は多いです。公務員といっても、より具体的には多種多様ですが、県庁や市役所などの地方公務員だけでなく、裁判所の事務官・書記官、あるいは、国税専門官や労働基準監督官など、国家公務員職を希望する学生がおり、公務員試験に関して個別のゼミで教員が直接指導するというよりかは、学生は各自で予備校や大学生協の公務員講座を3年生以降に受講していることが一般的ですので、ゼミでは先ほどお話したような民法の専門的または学術的な内容を取り扱うようにしています。もっとも、前述したゼミ合宿における政策公務担当者や法曹等の専門職へのヒアリングや係争地へのフィールドワークを通じて、法解釈の視点だけでなく、法制度の背景にある社会問題と関連づけた視点を身につけてもらい、法と社会とのつながり、相互の関わり方を意識して、実務的あるいは市民的な視点を涵養してもらえるように努めています。

また、一応意識しているのは、先ほどの川上先生のお話にもあった資格の話題としては、もし挑戦できるのであれば、私のゼミではビジネス実務法務検定や法学検定、あるいは、宅地建物取引士等の資格試験などに少しでも興味がある方には、在学中に受験に挑戦するように促してはいます。実際に、ビジネス実務法務検定などは受けやすいためか、3級ではありますが2年生の間に受験を済ませて合格しているゼミ生もいます。

大北：愛媛大学では実際に公務員になる学生さんが多く、早い段階からフィールドワーク等を通して具体的な職種や仕事内容まで意識されているのですね。実際の試験対策としては、どのような対応をされていますか。

西脇：愛媛大学法文学部では地道に勉強する学生は多いように思うのですが、実際に公務員職等の筆記試験に合格した後は、面接等の場でどのように自分をアピールすべきかという点で、自己表現力やアピールする力、または、プレゼンテーション能力の修得も重要かと思います。先ほどお話したように、実際に市役所等の政策公務の現場にヒアリングに行くことに加え、それに際して質問状を準備・作成した上で担当者の方とやり取りをしたり、質疑の内容をとりまとめて反省会や検討会を行ったり、お礼状の作成や諸連絡の経験を積むことも含めて、ゼミ合宿を行うようにしております。

そのほか、松山地方裁判所の総務課と広報業務への協力などで日頃親しくさせていただいている関係から、裁判所見学だけでなく、裁判所書記官・事務官・家庭裁判所調査官との座談会の実施や、裁判官を含めた模擬裁判および模擬評議へのゼミ生の参加などの企画も行い、学生には実際の裁判実務のイメージを膨らませてもらい、実務担当者や政策公務担当者との交流もなるべくゼミ活動に取り入れるようにしています。

大北：地方国立大学ということもあり、実際に公務員になれる学生さんが多いのですね。一口に公務員と言っても幅広い職種がありますので、実際に実務担当者や政策担当者と交流していく中で、具体的な仕事内容をイメージすることができますし、試験勉強のモチベーションにもつながりそうですね。さらに、筆記試験合格後の面接の場でも自分をアピールするということまで踏まえて様々な取り組みをされていて、大変素晴らしいと思います。

4. 日本福祉大学経済学部での民法ゼミの運営の取り組みと課題について

大北：続きまして、日本福祉大学の民法ゼミ運営の話に移りたいと思います。一般的に、法学部では、1・2年生の間に、民法を含めて様々な法律科目の講義を履修しており、また、法学基礎演習のような演習科目も履修した上で、3年生からの専門演習に臨むというカリキュラムになっている大学が多いのではないかと思います。この点、本学では、1年生で基礎科目として法学系の入門科目を履修している学生もいますが、法学系の専門科目は2・3年生を主な対象としており、民法の授業は2年生後期に開講されます。また、2年生前期に法律学という授業が開講されていますので、法学の基礎が身につけている学生もいますが、全員が履修しているわけではありませんので、専門演習が始まって初めて法律を学ぶという学生もいます。このような状況で、法的思考力の定着にも個人差がありますので、ゼミにおいても民法を学ぶ前提として、法学部でいう基礎演習のような内容から始めて、まずはリーガルマインドを身につける必要があるようにも

感じます。法学部でのゼミ運営とは前提となる状況が異なる部分もありますが、本学における今後のゼミ運営について先生方からご意見を伺いたいと思います。

特に、日本福祉大学のゼミ運営のこれまでの取り組みにおいて、(1) 初学者のゼミ生がいる場合の対応、(2) 報告判例の選定方法・取り上げ方、(3) 資料収集や資料の読み方（資料不足をどのようにカバーするか）、(4) 報告者以外からの質問、の4点について苦勞した経験があり、これらの点についてお二人のご意見や工夫されている点をお聞きしたいと思います。

(1) 初学者のゼミ生がいる場合の対応

川上：そうですね、たしかにこの問題は経済学部では起こってきますよね、2年生後期から専門ゼミが始まるので、そういう意味では本学のゼミよりも期間に余裕があると思います。そのため、思い切って最初の半年は教科書類の輪読のみに注力し、基礎固めにあてていいと思います。次に、法学的な議論をするにはいわゆるリーガルマインドが必要となりますが、法的思考はある程度訓練しないと問題点にすら気が付けられないものですので、3年生前期には先生ご自身の研究テーマについてお話をされ、条文にはこのように書かれているけど、これだけを見ても実は問題は解決できないですよ、そうするとこのようなことを考える必要がありますよね、と手ほどきしていき、「考え方」、「気づき方」というものを体験・体感してもらおうのはいかがでしょうか。

西脇：私のゼミではこれまで民法に触れたことのないという意味での初学者はいないのですけれども、愛媛大学でも法文学部ということもあり、学部の学生が皆、民法や基礎的な法学系科目を履修しているわけではなく、法学の知識が豊富な学生もいれば、民法科目の一部を履修したにとどまる学生もいます。

そのため、2年生および3年生の各学期の履修登録期間に、個々のゼミ生となるべく個別に履修指導の機会をもち、そこでできるだけ法学系科目や民法科目を並行して履修するように指導しています。もっとも、日本福祉大学では経済学部ということもあり法学系科目の開講数が限られているかもしれませんから、必ずしも有効な方法とはいええないとは思いますが、ゼミの時間には限界もあるため、学生にはうまく講義科目を活用してほしいと思う次第です。

大北：そうですね、実際に2年生後期のうちに民法全体を扱う輪読を実施しているのですが、ゼミの時間だけでは基礎知識の修得が十分とは言えず、3年生になってから実際に報告判例を決めてくださいといっても、なかなか判例を選んだり、資料収集をするのが難しい状況ですので、2年生で法律学や民法の講義を履修して、リーガルマインドや民法の基礎知識を身に付けられるように推奨していきたいと思います。続きまして、先生方のゼミでは、報告判例をどのように選定するように指導されていますでしょうか。

(2) 報告判例の選定方法・取り上げ方

川上：判例の選定について、法学部生であれば講義内で聴いたことのある論点について判断したものに興味を持ったりするので、ある程度は決めやすいのですが、貴学だと民法の講義（4単位）があるだけなので、幅広く関心を持ってもらうのは難しいように思われます。そのため、例えばですが、班を総則、物権、債権、不法行為、家族法に割り振ってから、判例を選んでもらうというのはいかがでしょうか。その際、大北先生にはご負担になるかもしれませんが、貴学図書館で評釈が一定数手に入るものをピックアップし、その中から選んでもらうというように思います。

貴学の経済学部でゼミを1学年だけですが2年半担当させていただいた時の実感として、まず、大前提として法学が解釈論だということが理解できていないということを感じました。つまり、書いてある通りにすべて処理される、何ひとつ例外もなくそのままであるという意識がとても強いということです。実際、判例報告をしてもらった時に、判旨まで取り上げてそこで終わってしまうということがありました。そのため、議論の余地、評価する必要があるものだと意識してもらうためにも最初のうちはこういった工夫があってもいいように思います。

また、不法行為に関心を持つ学生さんが圧倒的に多いのですが、不法行為関連のものは事案の特殊性なども色濃く出てしまい、初学者の方が要件等に踏み込んで議論するのは非常に難しく、その結果、結論の正否に議論が集中してしまう傾向があります。そのため、不法行為を取り上げてもらうのであれば、初回は教員サイドから資料の提供があってもいいように思われます。

西脇：愛媛大学法文学部のゼミでの判例の選定方法などについては先に述べたとおりですが、ここで挙げている判例の教材なども活用して、川上先生のおっしゃるように、民法の体系的な全体像をまずは教員側が示して、なるべくゼミでの報告が幅広い分野に分かれるように促す工夫もあってよいのではないかと思います。

また、学説や先行判決例・関連判決例を分析するところまでは最初からはできないとしても、最高裁判決の取り上げ方として、（まずは民法のどの分野であるかにかかわらず）とくに「破棄判例」を取り上げる意義などを示して、原審までの判断と最高裁の判断とは、いかなる理由からいかなる違いがあるか、当該判決で示されている規範は何か、定立された規範が当該事案にいかなるかたちであってはめられているかを整理する、その点をまずは重視する、というだけでも（これ自体が難しいことですが）、判決の意義や射程を分析⁴する力を身につけるための学習として有

4 ここでの判決の意義と射程の分析とは、具体的な紛争事件に対する法の適用の場面において、「判例は将来における同種の事件にたいし先例的役割をもっている」ことから、「個性をもった一回かぎりの事件にたいする解決が、いかなる意味において、先例的拘束性—たとえそれが事実上のものであるにしても—の根拠になりうるか」についての検討が「きわめて重要な問題」となるために、学理的・実践的に当該判例がいかなる（事実上の）先例的意義を有しうるかを考察し、判例の「判断の論理構造」を捉えて、その「現在の意味内容」を「明確化」するという作業を意味する。中川淳編『判例辞典』（六法出版社、1983年）はしがきを参照。

意義のように思います。法学学習において破棄判例がなぜ重要かについては、教材（たとえば、大河純夫「民法の学習と判例研究」大河純夫＝田井義信＝永田眞三郎＝安永正昭編『演習 精選民法破棄判例Ⅰ』（法律文化社、2004年）など）を用いて教員からあらかじめガイダンスすることも必要かとも思います。

大北：おっしゃる通り、本学は民法全体で4単位の講義ですので、講義では簡単な事例問題を紹介する程度で判例まで詳しく取り上げる余裕はなく、そもそもどこが論点になっているのかということを確認してもらうこと自体が難しい状況です。川上先生のご指摘の通り、私がいくつか判例をピックアップして、方向性を示した方が良いかもしれません。また、西脇先生のご提案のように、実際の最高裁判決を取り上げて、判決の意義や射程を分析することができるようになるための学習を取り入れることも非常に重要であると思います。次に、報告判例を決めた後の資料収集や資料の読み方についてはどのような指導をされていますか。

(3) 資料収集や資料の読み方

川上：資料収集に関しては、やはりまず最初に判例データベースを使いこなしてもらう必要があるように思われます。今の私のゼミでは、判例決めの直後にデータベースの使い方や図書館の使い方を実践しながら学んでもらっています。貴学でゼミをしていた際の苦労は、基本書が所蔵されていないということでした。そのため、必要に応じて研究室から10冊前後持って行ったり、私物に関しては貸出をしたりしていました。この点是对応するのに限界があると思うので、報告判例を決めてもらう際には、この辺りにも教員の方で注意を払う必要があるように思われます。

資料の読み方については、個人差が出るところなので、各自質問にきてもらうようにしていました。前提知識が足りていないが故に読めていないのであれば簡単に該当箇所のみミニ講義を行ったりしています。あと、読み方という点では注をしっかりと見てもらうようにしています。書いている学者の意見なのか、それとも他の学者の意見を紹介しているのかというところの見落としが多いためです。これは判例にも言えて、裁判所の判断した内容をまとめる箇所に当事者の主張が載っていることもありました。資料をきちんと読み込むというのは訓練が必要なので、2年生後期または3年生前期のうちに、論文か評釈を題材に全員で読む練習というのがあっていいように感じます。私は自分の判例評釈を使って、読み方の説明を行っています。

西脇：法文学部では統一的に全ての学生が法学系のデータベースを学ぶという機会はないために（科目によっては法情報のリサーチ方法を学ぶ科目はあるものの履修状況に応じて差があるために）、川上先生と同様に、ゼミでも法令・判例・法学文献の検索・収集方法を実演しつつ伝えていきます。ゼミ生とともに図書館や法学雑誌の文献室に訪れて、特定の論文や資料を見つけて印刷するといった一連の作業も見本として行います。

そのほか、判例報告の際には、少なくとも、①その分野に関連する民法の教科書（の該当箇所）を一つ、②民法判例百選掲載の評釈、③当該判決のいわゆる調査官解説（最高裁判所判例解説〔最判解〕）、の3つを読んだ上でレジュメを作成して報告するということを実施しています。しかしながら、やはり最初からそれらを読み解くことに苦戦する学生もいるために、川上先生と同じく、ゼミ報告の1週間前までに一度は事前相談に来ることを推奨しています。

上記の②③は難しいという学生が多い場合には、初学者向き判例学習教材である『START UP 判例30!』シリーズ（有斐閣）のようなまとめ方（判決を「事案をみてみよう」・「判決文を読んでみよう〔この判決が示したこと〕」・「解説」の3つのかたちに整理・分析する）を参考にレジュメを作ってみるといった方法を推奨するのも良いのではないかとも思う次第です。

大北：川上先生のご指摘の通り、本学の図書館では基本書やデータベースの整備が不十分ということで、私の方でもフォローするようにしますが、自分自身で必要な判例や文献を収集するというスキルも必要になってきますので、図書館における法学系教材の充実にも取り組んでいきたいと思えます。また、教科書の輪読はしていますが、論文や評釈についても全員で読む練習をする機会は必要ですね。誰の見解か確認せずに本文の一部をそのまま引用しているというケースも見受けられますので、読み方の指導についても取り入れていきたいと思えます。また、最初から判例百選というのはなかなかハードルが高いですので、まずは西脇先生が挙げてくださった『START UP 判例30!』シリーズから始めてみようと思えます。

担当者が報告を行った後、私のゼミでは報告内容に関する事例問題をクラス全体で議論する時間を設けているのですが、報告者以外は特に準備をできていないため、感覚的な議論になってしまいがちです。報告者以外にも事前に予習をした上で、報告内容に関する質問をすることによって、主体的に参加してほしいと思っていますが、どのような取り組みをされていますか。

（4）報告者以外からの質問

川上：ここが実は一番苦労しています。報告者以外はそこまで深い知識を得ていない状況で質問を考えなければならないからです。私がいままで実践してきたのは、①報告数日前にレジュメを完成させてもらい、それを事前に共有する、②判例評釈の中でも比較的平易に書かれているものを選択し、事前配布する、という方法です。それぞれ一定の効果はあったのですが、①の場合、1つだけ質問を考え、それ以外はあまり気にしないという学生さんが質問が被った場合に何も質問できなくなるという問題がありました。②の場合、わかりやすく書かれているが故に、十分に理解したと思込み、なにも質問が思い浮かばなくなるという問題がありました。これについては今現在私も模索しているのですが、いくつかの予習パターンを提示し、各自、質問を考えやすい手段を選んでもらうという方法を今現在採っています。こういった問題について、西脇先生はなにか良い方法をご存じないでしょうか。

西脇：私も難しいと感じている点ですので最善の方法はなかなか思いつかないものの、私のゼミでは、先にお話したように、各報告ごとに報告者以外にファシリテーターとディスカッサント（コメンテーター）を1名ずつ設定しているため、ゼミ生6名が各回で何らかの役割があり、報告者以外がなるべく傍観者にならないようにしています。もちろん個々の学生ごとに意識の差はあるものの、ディスカッサント担当の学生がコメント資料を用意することもあり、自分以外のゼミ生が自分の報告にコメントをしてくれる、司会をしてくれるという関係性のなかで、報告者・ファシリテーター・ディスカッサント・教員の四者間の相関関係のもとで、少しでも良い報告をしようという意識づけができないかと思って（私も模索しつつですが）実施しています。

また、判例報告に対して、質問・指摘・（補足・反対・賛同）意見を行う際にも、判決の意義と射程を意識して報告・討議をしましょう、「～である」と「～であるべき」との区別といった事実と価値（妥当性や正当性）とを区別した視点をもち考察しましょう、といったことを一応は呼びかけています。

そのほか、各自の報告レジュメや報告の態様について検証・講評・反省会を行う回を学期終わりに設けています。しかしながら、どのようなゼミ運営を行うべきかについてはいつも悩ましく思っています。

大北：ありがとうございます。報告者以外にも事前に完成したレジュメや評釈を読んで質問を用意した上で参加することができるクラス全体で活発な議論ができて大変有意義ですね。西脇先生のゼミのように全員に役割があり、主体的に参加することができる方法は理想的ですし、私のゼミでも報告者以外にも役割分担をして、積極的な参加を促すような取り組みを検討していきたいと思えます。

5. 卒業論文について

大北：最後に、4年生ではゼミの集大成として卒業論文を執筆することになりますが、テーマ決めから完成に至るまで、どのような流れで指導されていますでしょうか。今の大学生は、大学の授業やアルバイトに加えて、就職活動も早期化していますので、特に、進路が決まるまでの間は両立するのは大変だと思います。いつ頃からテーマ決めや準備に取りかかり、どのように指導されていますか。これまでの取り組みや工夫された点、課題などお聞かせいただければと思います。

(1) 白鷗大学法学部の場合

川上：本学では卒論は義務付けられてはいないのですが、私のゼミでは卒論を執筆してもらっています。基本的には3年生後期、とくに12月ごろからテーマを選び始めてもらっています。はじめのうちは完全に自由にしてもらっていますが、4年生前期の5月ごろに、そのテーマで疑問

を抱き、そして意見・提案ができそうなのかということは確認するようにしています。学生さんの多くは、「知りたい」という気持ちでテーマを選ぶのですが、その後、納得してしまい、なにも疑問も意見も抱かないということがよくあるためです。そのため、論じられそうですかという確認はするようにしています。

また、文献収集においては、場合によっては他大学からの取り寄せが必要なことがありますのでそういった手法があることも伝えるようにしています。

実際のゼミの場では、4年生になってからは全員ひたすら卒論の報告をしてもらっています。ただ、各自が興味のあるテーマを選んでいるので、裏を返せば、聞いている人達はあまり興味のない話を聞かなければいけないということになり、質問が出にくくなるという傾向にあります。私のゼミでは質問することを努力義務としているため苦戦されていますが、たとえ仮にあまり興味がない問題であっても、客観的にその問題についてどのような問題があり、それについてどのような考え方が成り立ちうるのかということを考える練習にもなりますので、あえてそういった形で1年間かけて各自卒論の内容について進んだ程度に応じて報告してもらおうという取り組みをしています。

なお、大北先生のところでは、予定では民法の論点に絞るというふうにおっしゃられていたのですが、純粋な民法の解釈論だけを展開するだけの知識をおそらく経済学部では、講義の中だけでは付けられない、貴学では民法で4単位しかないというようなところがありますので、そうすると、純粋な民法のみの論点に絞るよりは、憲法とか労働法とか他の場面も関わってくる、例えば、パワハラで損害賠償という点では民法、一部労働法だったりとか、選択的夫婦別氏でも一部憲法で一部が民法、あと戸籍法も関わってきますけれども、というふうな少し横断的なテーマに学生さん自身興味を持つ傾向があるとは思いますが。なので、テーマを選ぶ段階では、民法が絡むもので、卒論としては民法を軸にするというような形の方が運営としては実際やりやすいのかなというところ。それか、いっそ、3年の後期もしくは4年前期ぐらいまで、すべて判例の勉強や論文を読むことにみっちり充ててしまい、そこまでいってから民法に特化した卒論テーマを選ばせるか、この2つぐらいしかないのかなと思いました。なので、3年生後期に入ったころに卒論テーマを考えてもらう場合には、横断的なテーマにならざるを得ないのかなということが実感としてはありました。とはいえ、本学でもやはり横断的なテーマを選ぶ学生はおり、法学部であるか否かは関係なく最近の学生さんの傾向なのかと思ったりもしています。

(2) 愛媛大学法文学部（法学・政策学履修コース）の場合

西脇：愛媛大学の法文学部では卒業論文執筆が卒業のための要件の一つとなっておりますので、4年生ゼミは卒業論文に取り掛かることが主な内容となります。

私のゼミでは、3年生の夏季期間に実施するゼミ合宿のなかで、ゼミ論文テーマ研究会という検討会を開いて、その段階での卒論テーマ案を報告して意見を出し合う回を設けているため、その時点からテーマを（一応は）探してもらう、意識してもらうということにしています。2023

年度は愛媛大学でまだ4年生のゼミを担当しておりませんので、具体的な卒論指導を行ってはいないものの、私のゼミでも、テーマをどのように探せばよいか悩ましい、論文をどのように書けばよいかイメージが湧きづらいという学生の声がありますので、判例報告を通して先行判例の分析の方法や法的な論点の見つけ方を身につけてもらう、その準備・協議・検討・報告・討議を通じて民法の法解釈の思考力を身につけてもらうといったことと並行して、解釈という操作を伴う「学説」とは何か、学説の役割や学説（と判決例）を分析・解読する方法と意義について、各民法分野のテーマを素材にした教材（大村敦志『広がる民法5 学説解読編 公論の空間を発見する』（有斐閣、2020年）など）を用いて、ディスカッションする回を用意して、ある法的な問題を分析する視角の設定方法を少しでも感覚的に掴んでもらう、意識してもらうように努めています。

もっとも、充実したゼミ運営を行っているかという点では、いつも試行錯誤の連続でもあり、もっとより良い工夫はないものかと悩ましく思っています。

大北：ありがとうございます。ゼミの方でも民法の基礎から始めて、全体を網羅しようと思うと、詳しい判例や学説まで踏み込むことができていないのが現状です。また、川上先生のご指摘の通り、民法全体で4単位しかないということで、講義の中では簡単な事例問題は適宜取り入れています。判例や学説を十分に取り上げる余裕はなく、解釈論であるということが身につけている学生は一部にとどまります。法学入門のようなところから始める方が良いのかと考えてもいますが、川上先生のお話を伺っていると、卒論のテーマを選ぶ段階で民法の解釈論を展開するというのは難しいように感じますので、民法を軸として横断的なテーマまで広げて考えてもらうという方向で検討したいと思います。

そろそろお時間となりますので、卒論の執筆については実際に卒論指導をする段階でまたこのような機会を設けて詳しくお話を伺うことができればと思います。本日はどうもありがとうございました。

川上・西脇：ありがとうございました。

6. 鼎談を終えて

近年、複数の学問分野が融合した学部も増加しており、法学部以外の学部の学生に対しても講義やゼミ等で法学系科目の指導をする機会も増えてきている。特に、法学を専門に学んでいない学生にとって、専門演習で初めて民法を学ぶという場面も想定されるため、法学部での4年間の取り組みを基礎として、法学部以外の学部において民法ゼミをどのように運営していくことが効果的であるかを議論した。法学部における基礎演習や民法の講義で学修するような内容から始めて、最終的に卒業論文を執筆するという段階までを専門演習で指導していくことになるため、学生にとっては大学の学びの中でも大きなウェイトを占めることとなる。他方、主に学んできた学

問分野が法学とは異なるからこそ気付くことができる問題などもあり、法学部生だけではとどろけない議論の展開の可能性も秘められている。

2022年4月に成年年齢が18歳に引き下げられ、大学生にとって法律はより身近なものとなっている。法的思考力を身につけることは、すべての学生にとって今後ますます重要となってくるため、法学を専門としない学生であっても関心を持って学びを深められるような指導方法を模索していきたい。